

ハ 「送金関係書類」とは、次の書類で、所得者が本年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類
 - ③ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者がその所得者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ニ 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、所得者から国外居住親族各人への本年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

(※) 「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」及び「38万円送金書類」の詳細については、国税庁ホームページに掲載している「令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等 Q & A (源泉所得税関係)」をご確認ください。

(3) 扶養控除等（異動）申告書と源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておくことが必要です。

また、各人（合計所得金額1,805万円以下の人に限り）の年調減税額の計算においては、年少扶養親族を含む扶養親族（居住者に限り）一人につき3万円が加算されますので、扶養控除等（異動）申告書の内容から確認した控除対象扶養親族と年少扶養親族（いずれも居住者に限り）の人数を、「令和6年分年末調整計算表」（以下「年調計算表」といいます。）の「扶養親族定額減税対象」欄に記入してください。

(注) 源泉徴収簿及び年調計算表は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載しているものですが、以下の説明は、便宜上この源泉徴収簿及び年調計算表の様式を用いて行うことにします。

なお、源泉徴収簿及び年調計算表の記載例については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」 (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) に掲載している「源泉徴収簿及び年調計算表を使用した年末調整の手順」をご確認ください。

2-2 基礎控除申告書、配偶者控除等（兼定額減税）申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認

(1) 基礎控除申告書、配偶者控除等（兼定額減税）申告書及び所得金額調整控除申告書の受理

基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除、**同一生計配偶者に係る定額減税**及び所得金額調整控除^(注1)は、各人から提出された基礎控除申告書、配偶者控除等（兼定額減税）申告書及び所得金額調整控除申告書（以下これらの申告書を「基礎控除申告書等」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、基礎控除申告書等の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(注) 1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除をいいます。以下同じです。

- 2 非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、非居住者である配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

また、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の詳細については、15ページの「国外居住親族」をご確認ください。

- 3 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載している基礎控除申告書、配偶者控除等（兼定額減税）申告書、所得金額調整控除申告書については、これらの兼用様式となっています。

- 4 同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者は配偶者控除等（兼定額減税）申告書にその配偶者を記載して提出する必要があります。

(2) 基礎控除申告書の内容の確認

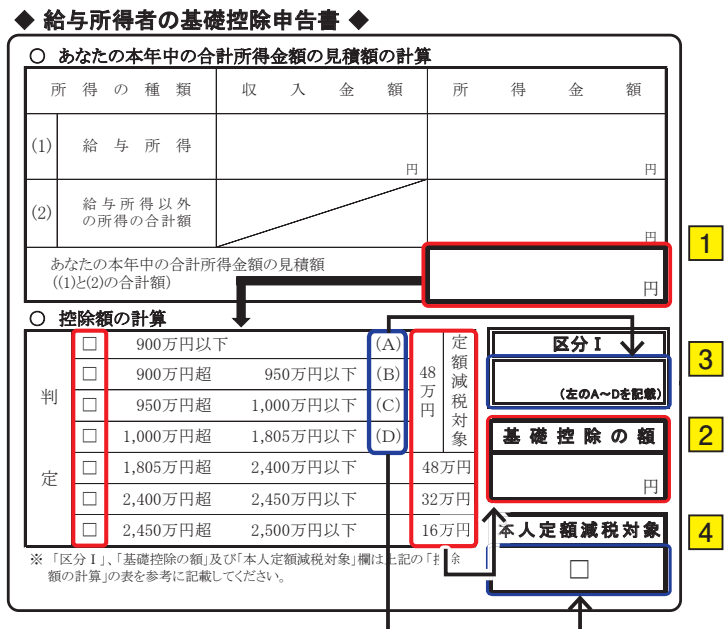
基礎控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

基礎控除とは

基礎控除とは、所得者の合計所得金額（10ページ参照）が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

【基礎控除額の計算の順序】

基礎控除額は、基礎控除申告書で求めることができますようになっていきますので、次の1～4の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認します。



年末調整のしかた
・控除額の確認順

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄に記載します。

2 所得者の合計所得金額の区分の判定及び控除額の記載

上記1で計算した合計額を基に「控除額の計算」の表の「判定」欄の「900万円以下 (A)」から「2,450万円超2,500万円以下」までの該当する□にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

3 「区分Ⅰ」欄の記載

上記2の判定結果が「900万円以下 (A)」から「1,000万円超1,805万円以下 (D)」までに該当する場合は、AないしDの判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載します。

4 「本人定額減税対象」欄の記載

上記2の判定結果が「900万円以下 (A)」から「1,000万円超1,805万円以下 (D)」までに該当する場合は、「本人定額減税対象」欄にチェックを付けます。

なお、給与所得以外のその他の所得も含めた合計所得金額の見積額が1,805万円を超える人は年調減税の適用を受けることはできません。

(注) 1 主たる給与のみの合計所得金額の見積額が1,805万円を超える人は、主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人となりますので、この人は年末調整の対象となりません。

2 基礎控除申告書等又は住宅借入金等特別控除申告書(29ページ)の提出がなく、所得者の合計所得金額の見積額の確認ができない場合は、所得者から所得者の合計所得金額の見積額を聞き取り、所得者が年調減税の対象か判断することになります。

(3) 配偶者控除等(兼定額減税)申告書の内容の確認

配偶者控除等(兼定額減税)申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者(合計所得金額(10ページ参照)が1,000万円以下の人に限り、)が控除対象配偶者を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円(配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、48万円)を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円を超えるときは、配偶者控除の適用は受けられません。

(注) 1 配偶者特別控除の適用を受けている人は、配偶者控除の適用を受けることができません。

2 所得者本人の所得が給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が1,195万円(所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円)を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります(次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です)。

3 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円を超えるときは配偶者控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者等は含まれません(次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です)。

2 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者(所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除きます)で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます)のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者をいいます。

3 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)をいいます。

4 年途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者のいずれか1人に限られます(次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です)。

配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者(合計所得金額(10ページ参照)が1,000万円以下の人に限り、)が生計を一にする配偶者(合計所得金額が133万円以下の人に限り、)で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下であるとき又は133万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

(注) 1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。

2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は201万6千円

以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下るとき又は243万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下るとき又は214万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

【注意事項】

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

所得者の年調減税額の計算の対象となる配偶者とは

所得者の年調減税額の計算に含めることができる配偶者は、居住者である同一生計配偶者（次のいずれかの者）です。

配偶者控除等（兼定額減税）申告書に居住者である同一生計配偶者の記載がある場合は、所得者の年調減税額の計算において3万円が加算されます。

(1) 控除対象配偶者

(2) 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である所得者の配偶者）

【注意事項】

- 1 配偶者特別控除の対象となる配偶者は配偶者自身の合計所得金額が48万円を超えますので、所得者の年調減税額の計算には含めません。
- 2 所得者の合計所得金額が1,805万円を超えるときは、同一生計配偶者を有していたとしても、配偶者に係る定額減税を受けることができません。

年末調整のしかた
・手
・除
・額
・の
・確
・認
順

【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序】

配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者控除等（兼定額減税）申告書で求めることができるようになっていきますので、次の1～6の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告)

◆ 給与所得者の基礎控除申告書

◆ 配偶者の基礎控除申告書

◆ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

◆ 控除額の計算

◆ 配偶者控除の額

◆ 配偶者特別控除の額

◆ 配偶者定額減税対象

① または ②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

- 1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄及び「区分Ⅰ」欄を記載します（記載に当たっては、17ページの【基礎控除額の計算の順序】1～3を参照してください）。
- 2 配偶者の合計所得金額の見積額の計算（*）

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄に記載します。
- 3 配偶者の合計所得金額の区分の判定及び「区分Ⅱ」欄の記載

上記2で計算した合計額及び「配偶者の生年月日」欄を基に「判定」欄の「48万円以下かつ」

年齢70歳以上（昭30.1.1以前生）」から「95万円超133万円以下」までの該当する□にチェックを付け、①、②、③又は④の判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

- 4 「控除額の計算」の表に、上記1の判定による区分（A～C）及び上記3の判定による区分（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

「区分Ⅰ」欄が（D）の場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません（以下6へ進んでください）。

- 5 上記4により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

（注）「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に該当する控除額を記載し、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に該当する控除額を記載します。

6 「配偶者定額減税対象」欄の記載

基礎控除申告書の「区分Ⅰ」欄が（A）～（D）であり、かつ、この申告書の「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は、「配偶者定額減税対象」欄にチェックを付けます。ただし、配偶者が非居住者の場合はチェックを付けません。

(4) 所得金額調整控除申告書の内容の確認

所得金額調整控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

所得金額調整控除とは

所得金額調整控除とは、所得者（その年中の給与の収入金額が850万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与所得の金額から15万円を限度として、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を給与所得の金額から控除するというものです。

〔注意事項〕

- 1 年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合における「給与の収入金額」が850万円を超えるかどうかの判定は、主たる給与の支払者（扶養控除等（異動）申告書の提出先）から受ける給与などの年末調整の対象となる給与^{（注1）}の総額が850万円を超えるかどうかにより行います^{（注2）}。

（注）1 年末調整の対象となる給与については34ページを参照してください。

- 2 給与の支払を受ける人が基礎控除申告書や配偶者控除等申告書の作成に当たって行う「本年中の合計所得金額の見積額」の計算において、給与の支払を受ける人が2か所以上から給与の支払を受けている場合には、その給与の全部を基にその計算を行う必要があります。

- 2 例えば、同一世帯に属する夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

(5) 基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額等の年調計算表への記入

基礎控除申告書及び配偶者控除等（兼定額減税）申告書の内容について確認を終えた後、それらの申告書の記載に基づいて、基礎控除の額及び配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を各人の年調計算表の「基礎控除額⑱」欄及び「配偶者（特別）控除額⑳」欄にそれぞれ記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載されている金額を年調計算表の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します（42ページの記入例参照）。

なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を各人の年調計算表の「所得金額調整控除額⑩」欄で計算します（所得金額調整控除額は、年末調整の対象となる給与の総額を計算した後に計算しますので、年調計算表に所得金額調整控除の適用がある旨を記載しておくとう便利です）。

定額減税に関しては、基礎控除申告書などを確認して、所得者本人が年調減税の対象（合計所得金額が1,805万円以下）である場合は、年調計算表の「本人定額減税対象」欄にチェックを付けてください。

また、配偶者控除等（兼定額減税）申告書を確認して、配偶者を所得者の年調減税額の計算に含めることができる場合は、年調計算表の「配偶者定額減税対象」欄にチェックを付けてください。

2-3 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(1) 保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「保険料控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていきますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(2) 保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

● 生命保険料控除

生命保険料とは

- (1) 生命保険料控除の対象となる生命保険料は、一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で**所得者本人が支払ったものに限られます**。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

また、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料は新生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料に区分され、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料は旧生命保険料・旧個人年金保険料に区分されます。

生命保険料控除の対象となる保険契約等の詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご確認ください。

- (注) その支払った保険料や掛金が生命保険料控除の対象とされるためには、保険金、共済金その他の給付金の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）となっていることが必要です。

- (2) 支払った保険料や掛金の金額については、その保険料の区分ごとにそれぞれ合計額を計算します。

新生命保険料を旧生命保険料に含めることや新個人年金保険料を介護医療保険料に含めることなど、支払った保険料の区分を他の区分に振り替えることはできません。

- (3) 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けているときは、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額の各合計額からそれぞれの保険料の区分に対応する剰余金や割戻金の金額の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

【注意事項】

- 1 保険金又は年金の受取人は、所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）だけであるかどうか。
- 2 本人自身が支払ったものであるかどうか。